第三部 資料

### 1. 策定の経過

1. 田原市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定 する市町村の都市計画に関する基本方針を定めるため、組織及び運営等に関し必要な事項 を定めるものとする。

(設置)

第2条 田原市都市計画マスタープランの作成について、調査・審議するため、田原市都市 計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第3条 委員会は、学識経験者、市民、各種団体等の代表者として市長が委嘱する12名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱日から平成21年3月31日までとする。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市民·各種団体等代表者
- 2 前項に規定する者のほか、愛知県都市計画課の職員をオブザーバーとして委嘱すること ができる。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(策定部会)

- 第7条 委員会にその専門的事項を調査研究させるため、田原市都市計画マスタープラン 策定部会(以下「策定部会」という。)を置く。
- 2 策定部会は、別表1に掲げるものによって構成する。
- 3 策定部会に部会長を置き、部会長は都市整備部長をもって充てる。
- 4 部会長は、策定部会の事務を掌理し、策定部会の経過及び結果を委員長に報告する。 (幹事会)
- 第8条 策定部会にその所管事務に係る専門的事項を審議させるため、田原市都市計画マスタープラン策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げるものによって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は街づくり推進課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を策定部会に報告する。 (関係者の出席)
- 第9条 委員会、策定部会及び幹事会には、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意 見を聴くことができる

(庶務)

第10条 委員会、策定部会及び幹事会の庶務は、田原市都市整備部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附即

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

#### 別 表 1

田原市都市計画マスタープラン策定部会

717-11-1		
職名		
総務部長	建設部長	
政策調整監	都市整備部長	
環境部長	水道部長	
経済部長	消防長	

#### 別 表 2

田原市都市計画マスタープラン策定幹事会

職名		
企画課長	土木課長	
エコエネ推進室長	街づくり推進課長	
環境衛生課長	公園緑地課長	
企業立地担当	建築課長	
商工観光課長	下水道課長	
農政課長	防災対策室長	

# 2. 田原市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

区 分	氏 名	職名	備考
三宅 醇 学識経験者 海道 清信	三宅 醇	東海学園大学 人間健康学部 教授 豊橋技術科学大学 名誉教授	
	名城大学 都市情報学部 教授		
	寺本 和子	豊橋創造大学 短期大学部 教授	
	木村 春雄	平成19年度校区総代会 副会長	
市民代表 本多智映子 遠藤 由明	富田 雅則	総合計画策定まちづくり市民懇談会 都市環境部会幹事	
	総合計画策定まちづくり市民懇談会 都市環境部会		
	遠藤 由明	田原市観光協会 理事 伊良湖ビューホテル 総支配人	
高田 浩志   永坂 裕二   各種団体   廣田 哲也   平野 修一	トヨタ自動車株式会社 田原工場 工務部 総括室 総務グループ長	平成19年度	
	トヨタ自動車株式会社 田原工場 工務部 総括室 総務グループ長	平成20年度	
	廣田 哲也	トヨタ自動車株式会社 田原工場 工務部 総括室 総務グループ長	平成20年度
	平野 修一	(構あつまるタウン田原 社長 田原市商工会 副会長	
	中神眞智子	田原市農業委員会 農地副委員長	
   県行政機関	須山 明廣	愛知県 建設部 都市計画課課長	平成19年度
<b>州以城</b> 岗	宇納 保夫	愛知県 建設部 都市計画課課長	平成20年度

## 3. 田原市都市計画マスタープラン策定委員会開催経過

名称	開催日	開催場所
第1回策定委員会	2007年9月21日	田原市役所 南庁舎4F政策会議室
第2回策定委員会	2007年12月17日	田原市役所 南庁舎4F政策会議室
第3回策定委員会	2008年5月14日	田原市役所 南庁舎4F政策会議室
第1回正副委員長検討会	2008年12月3日	名城大学 名駅サテライト会議室
第2回正副委員長検討会	2008年12月25日	名城大学 名駅サテライト会議室
第4回策定委員会	2009年2月17日	田原市役所 北庁舎302会議室
第3回正副委員長検討会	2009年3月17日	名城大学 名駅サテライト会議室

# Ⅲ. 用語集

用語	ふりがな	内容
アクセス	あくせす	交通の便のこと
田舎暮らし	いなかぐらし	都市を離れて農村や山村で暮らすこと。 団塊の世代が離職期を迎えることや農村や山村での人口減少が進ん でいることが背景にある。
液状化	えきじょうか	砂の地盤が地震の衝撃で流れ易くなる現象。砂粒の間に飽和していた水の圧力の変化で水が動き、砂の粒間結合が破られて、砂全体が液体のようにふるまうと考えられる。地震動が大きいと液状化のため建物が被害を受け、砂が地上へ噴出し噴砂となる。特に埋立地などで見られる。
沿道型商業施設	えんどうがたし ょうぎょうしせ つ	中心市街地でなく郊外の幹線道路沿道に立地する商業施設のこと。
家畜排泄物	かちくはいせ つぶつ	家畜の糞尿のこと
環境衛生施設	かんきょうえ いせいしせつ	廃棄物処理施設、公害防止施設など環境に関連する施設を総称している。
幹線道路	かんせんどうろ	道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等相互間の交通を主として受け持つ道路。 周辺地域の開発を促し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能もあわせもつ。
狭隘道路	きょうあいど うろ	建築基準法では、住宅は4m以上の道路に接していなければならないとされているが、法が定まる以前から住宅が建っている地域については、これ以下の幅員でも住宅を建てられる道路のこと。
共同建替え	きょうどうた てかえ	敷地が狭い地域において、敷地を共有して集合住宅などを建てること により広い住宅を確保すること。
緊急輸送道路	きんきゅうゆそ うどうろ	緊急輸送道路とは地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に 実施するために必要な道路として愛知県により指定されたもので、他の 道路に優先して地震防災対策が実施されています。 このうち、県庁、地方中心都市、重要港湾、空港等を連絡し広域の緊 急輸送を担うのが第一次緊急輸送道路であり、第一次緊急輸送道路と 市区町村役場等を連絡するのが第二次緊急輸送道路となります。 なお、本市では独自に市緊急輸送道路を定めています。
景観法	けいかんほう	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、平成16年6 月に定められた法律のこと。
下水汚泥	げすいおでい	排水処理や下水処理の各過程で、沈殿またはろ過等により取り除かれる泥状の物質で、有機物(=汚)と無機物(=泥)からなる。
限界集落	げんかいしゅう らく	65歳以上の高齢者の割合が50パーセントを超えるようになった集落。 家を継ぐ若者が流出して、冠婚葬祭や農作業における互助など、社会的 な共同作業が困難になった共同体。
広域行政圏	こういきぎょう せいけん	住民サービスの向上や行政の効率化のため、複数の市町村が事務組合、協議会等を設置し、消防、ごみ処理、病院など共同整備・運営などを進めるもの。
高齢者住宅	こうれいしゃじ ゅうたく	高齢者が暮らしやすいようにバリアフリー設計になっている住宅のこと。 高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジング、シニア住宅、ケアハウス、優良老人ホームなどがある。

用語	ふりがな	内容
港湾区域	こうわんくいき	経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区
		域について、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者に対して認
サテライトオフ	さてらいとおふ	可した水域のこと。 都市周辺部に設置され、都市部にある本社とデジタル通信・ファクシミ
リテラ1 F7 フ   ィス	いす	都印周辺部に設置され、都印部にある本社とアンタル通信・ファクンミ   リなどによって情報交換を行うオフィス。職住近接を目的とする。
		プなこれよりで開報文操を打力なフィバ。城上延接を日間でする。
里山	さとやま	集落、人里に接した山、あるいはこうした地形において人間の影響を
		受けた生態系が存在している状態を指す言葉。
三遠南信地域 	さんえんなんし んちいき	愛知県東三河・静岡県遠州・長野県南信州地域の総称
市街化区域	しがいかくい	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、
	き	既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画
		的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	しがいかちょ うせいくいき	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
	しせん	鉄道路線や送電線などで、本線から分かれた線。
自然公園	しぜんこうえん	優れた美しい自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図
		り、国民の保健及び教化に資することを目的としている。
		自然公園は、規模及び景観の程度により、国立公園、国定公園、都道
	13 5 1 5 2 5 1	府県立自然公園に区分されている。
重要港湾	じゅうようこうわん	港湾は港湾法により重要港湾と地方港湾に分類され、重要港湾とは、 国の利害に重大な関係を有する港湾として指定されるもの。
人口密度	じんこうみつ	単位面積あたりの人口のこと。
八二田及	ど	中国 間内のカビック <b>く</b> 日・クロビロ
親水	しんすい	水に親しむこと。
スプロール	すぷろーる	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成
		すること。   □道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形
		成され、防災上、環境上の問題が生じる。
		②市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招いてし
		まう。
		③形成された低質な市街地をその後改良するためには、社会的にも
生活圏	せいかつけん	困難であり、経済的にも膨大な経費を要してしまう。 特定の地域に居住する人たちの恒常的な生活行動の場所、その範囲
工心图	EV:Nº JI)N	特定の地域に居住する人だらの恒吊的な生活行動の場所、その範囲   をいう。
セカンドハウス	せかんどはう	別荘、別宅。
	す	
大規模商業施設	だいきぼしょ うぎょうしせ	大規模小売店舗立地法などによる規制の対象となる規模の大きな商業技術のこと
	704706	業施設のこと。 なお基準となる面積は政令により定められている。
 多自然型(川づ	たしぜんがた	河川整備の手法の一つで、河川の有する自然環境などに配慮して整
くり、工法)	(かわづくり、こ	備する手法のこと。
	うほう) ちいきさんかく	庁羊には   ☆海車要求め行動のひでわり地はぶをfml アポポーフハ
地域参画型交通 システム	がたこうつうし	広義には、交通事業者や行政のみでなく地域が参加して形成する公 共交通システムのことであるが、狭義には、地域公共交通の活性化及び
	すてむ	再生に関する法律などに基づいて定められた計画のこと。
地域地区	ちいきちく	都市計画法に基づく都市計画の種類の1つ。
地区計画	ちくけいかく	建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の
		特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画。

用語	ふりがな	内容
治水	ちすい	洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改 良・保全を行うこと。
中心市街地活性 化法	ちゅうしんし がいちかっせ	中心市街地の活性化のため平成10年6月に定められた法律のこと。
定期借地権	いかほう ていきしゃく	契約時にあらかじめ借地期間を定めて、期間満了時に更地にして返
75,712	ちけん	却することが義務づけられる借地権。一般定期借地権、建物譲渡特約付借地権、事業用借地権がある。1991年(平成3)に制定された借地借家法によって創設された。土地代金が抑制されることにより、住宅建設コストの低下が期待される。
デマンド型乗合	でまんどがた	通常のタクシーは、道路運送法により乗合業務をすることは許可され
タクシー	のりあいたく   しー	ていないが、同法21条により「一般貸切旅客自動車運送事業者が行う乗 合許可」を得た場合には、乗合業務を行うことが可能になり、このような業 務をいう。
		予約により乗客を複数乗合させることにより安価にサービスを提供できる。
特定重要港湾	とくていじゅう ようこうわん	重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港とされている港湾のこと。
都市計画基礎調 査	としけいかくき そちょうさ	都市計画に関する基礎調査。
都市計画区域	としけいかく くいき	都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域であり、 区域の指定は、都道府県知事が行う。
都市計画施設	としけいかく しせつ	都市計画法に規定された都市施設のうち、都市計画決定されたものをいう。
都市計画法	としけいかく ほう	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に 関する法律。
都市公園	としこうえん	都市公園法にいう都市公園には、次のものがある。 ①国営公園、②地方公共団体が設置する都市公園(街区公園・近隣 公園など)
都市施設	とししせつ	都市施設には、①道路、都市高速鉄道などの交通施設、②公園などの公共空地、③上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、④河川などの水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院等、⑦市場、⑧一団地の住宅施設、⑨一団地の官公庁施設、⑩流通業務団地などがある。
土地区画整理事業	とちくかくせい りじぎょう	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画 形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業
ネットワーク	ねっとわーく	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
農業振興地域	のうぎょうしん こうちいき	農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される。 策定に当たっては、向こう10年間の農地利用を考慮して計画が立案される。計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行なわれる。
農用地区域	のうようちくい き	農業振興地域の整備に関する法律により定められた農用地として利用される区域のこと。
パークアンドラ イド	ぱーくあんどら いど	自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道へ乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態をいう。
バイオマス	ばいおます	再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。
ハブ	はぶ	こしき(車輪の中心)のこと、転じて中心(部)のことを指す。 こしき〈車輪の中心〉;中心(部)

用語	ふりがな	内容
バリアフリー	ばりあふりー	高齢者、障がい者が社会参加する上での障壁(バリア)をなくす(フリ
		一)こと。
ベンチャー	べんちゃー	ベンチャービジネスの略。広辞苑によれば「新製品・新技術や新しい
		業態などの新機軸を実施するために創設される新生の中小企業。」
保安林	ほあんりん	森林法に基づき、水源の涵養(かんよう)、砂防、風水害などの予防、魚
		付き、風致保存などのために保存の必要があるとして農林水産大臣およ
		び都道府県知事が指定した森林。
澪	みお	浅い湖や遠浅の海岸の水底に、水の流れによってできる溝。河川の流
		れ込む所にできやすく、小型船が航行できる水路となる。また、港口など
		で海底を掘って船を通りやすくした水路。
未利用地	みりようち	市街地において都市的な土地の利用が行われていない土地のこと。
用途地域	ようとちいき	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域に
		おける建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業
		の各地域に大別される。
ロータリー	ろーたりー	大通りなどの交差点の中央に設けた円形地帯。車がこれに沿って回
		り、方向を変えるようにしたもの。